

EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分; a 化学物質)

(取得区分; 1 委員会報告情報)

1) 件名

- ・ ECHA が新たな SVHC として 6 物質の追加を公表

2) 内容

- ・ 2019 年 1 月 15 日 ECHA (欧州化学物質庁) は、REACH 規則の新たな SVHC (高懸念物質) として、6 物質の Candidate List への追加について公表した。
- ・ 追加された SVHC (6 物質)
 - 1,7,7-trimethyl-3-(phenylmethylene)bicyclo[2.2.1]heptan-2-one
 - 2,2-bis(4'-hydroxyphenyl)-4-methylpentane
 - Benzo[k]fluoranthene
 - Fluoranthene
 - Phenanthrene
 - Pyrene
- ・ 1,7,7-trimethyl-3-(phenylmethylene)bicyclo[2.2.1]heptan-2-one は、2018 年 12 月 18 日に官報 (EU)2018/2013 で追加された SVHC である。
今回は第 20 次で合計 197 物質となった。

3) SEAJ コメント

- ・ 追加された SVHC を含む製品を扱う製造者や EU の輸入者は、以下の両方の条件に当てはまる場合、ECHA へ届出の義務が 6 か月後から発生します。
 - (1) EU へ輸出する高懸念物質の総重量が年間 1 トンを超えている
 - (2) SVHC が構成成形品に 0.1%以上含まれている
- ・ 追加された SVHC の対応に関しましては、各社の判断で行なってください。

4) 添付情報・資料

- ・ なし

5) 関連情報

- ・ SVHC の URL

<https://echa.europa.eu/candidate-list-table>

6) その他

- ・ なし